

問い合わせ
事業推進課
☎内線2093

これまでの成果
昨年8月から新橋駅周辺で開始した「みなとタバコルール」(試行)は、皆さんのご理解とご協力により徐々に成果をあげています(グラフ)。

これまでの成果


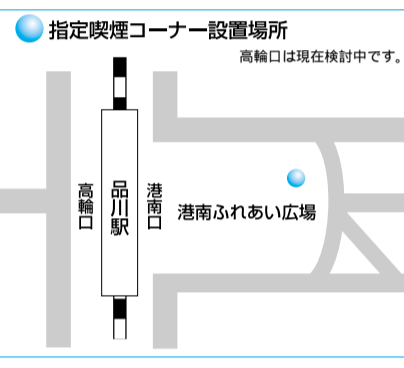
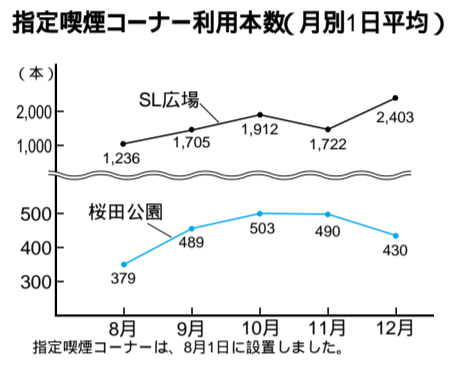
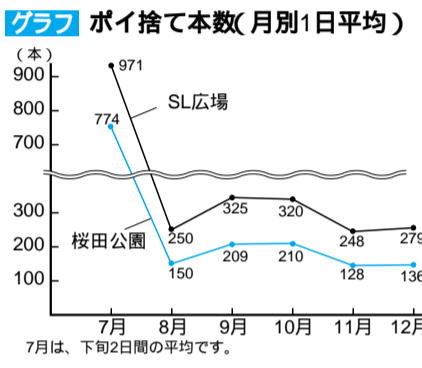
区内全域での路上・歩行喫煙・ポイ捨てのない街をめざすものです。しかし、罰則を持つて取り締まるのではなく、あくまでも、区民・企業・区等の連携による、マナー・モラルの向上により、その目的を果たします。

みなと
タバコルールの
考え方

好きな街だからマナーです!

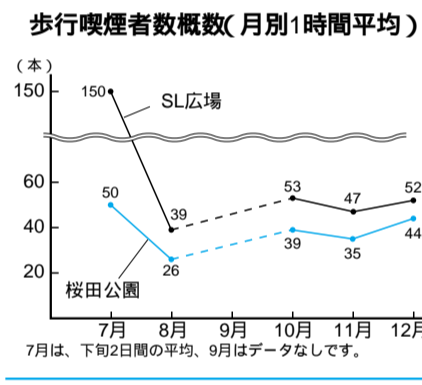
みなとタバコルール

決められた場所以外では吸いません、捨てません。
吸わない人の健康も考えます。

2月2日(月)から、品川駅周辺が「みなとタバコルール」の2番目のモデル地区となります。

2日(月)~4日(水)まで「港南ふれあい広場」でキャンペーンを実施します(午前9時~)。多くの皆さんのご参加をお待ちしています。



第1章 創造型区政運営を推進する人材育成と組織づくり

社会経済情勢の変化に対応した区政運営の改革

区は、地方分権が進む中、地域に根ざした施策の実施や緊急課題への対応に迫られている。社会経済情勢が大きく変化の中で、従来からの区政運営にとらわれることなく、区政運営全般にわたり改革を進めていかなければならない。

区民が期待する区政と人材

区の組織や人材は、区民満足度を最大限に高められる区民ニーズにより一層重点を置いた区民対応型組織と人材に変容し、区民の期待にこたえていく必要

「港区人事政策方針(素案)」を策定しました

皆さんのご意見をお聴かせください

区では、区民の皆さんの理解が得られる区政運営を実現するため、区民の皆さんから信頼される組織を整備し、人材の創出・活用を求め、中・長期的な視点に立った人事政策方針を検討しています。このたび、皆さんからご意見をいただき、方針策定の参考にさせていただくことができました。

第2章 個々の職員が向上心を高めることのできる人事制度

区民が求める区政運営を実現

区民の期待にこたえるためには、基本構想に掲げる「かがやくまち」「にぎわつまち」「はぐくむまち」の3つのまちを自ら描ける人材の創出・活用が不可欠である。

そのため、「個」に重点を置いた人事制度・研修制度・職場づくりが必要である。

第3章 個々の職員が向上心を高めることのできる人事制度

区民が求める区政運営を実現

第2章 個々の職員が向上心を高めることのできる人事制度

幅広い視野・見識を持つ国際性豊かな職員を育成していくため、個々の職員が自らのキャリアを自己デザインし、積み上げられる研修体系を確立する

自己開拓のきっかけとなる自己啓発

業務に即した職場内研修

必要な人が必要ときに受けられる集合研修

幅広い視野・見識を身につける

組織を活性化させる派遣研修

個々の職員が向上心を高めることのできる人事制度

第4章 個々の職員が向上心を高めることのできる人事制度

個々の職員が向上心を高めることのできる人事制度

組織の効率性を最大化する組織・定員管理

活動的な区政運営を推進するため、平成10年度の組織機構改革を踏まえ、旧来型の組織体制の改革も含め、港区にふさわしい組織整備を図る。

メリハリのある職員適正配置のため、区民の理解が得られる計画的な定員管理を今後も継続的に行う。

職員定数配置計画の最終年度前倒しによる計画数の早期達成(最終年度・平成18年度から平成17年度に)

新職員定数配置計画の策定(計画年度・平成18年度、平成20年度、計画数・1300人程度削減)

充実した生活支援確保のための福利厚生制度

区民に説明できる観点から福利厚生事業の見直しと事務改善を図る。

心身ともに健康で快適に働ける職場の実現

職員一人ひとりが持っている能力を最大限に発揮できるように、心身の健康維持を支援し、快適な職場環境を整備する。

適正な労使関係の確立

労使が共に「区民の目線に合

主な内容

特別区民税・都民税(住民税)・所得税の申告は3月15日までです
ご存じですか? 高齢者の医療制度
資源の出し方をチェック!
港区例規集・要綱集が区のホームページで閲覧できます
教育相談をご利用ください
平成16年第1回港区議会臨時会での区長、教育長発言
第17回港区・朝陽区書画交流展

問い合わせ・ご意見の送付先

〒105-8511 港区役所人事課 人事計画担当
FAX 3578
☎内線2109

意見を募集します

「港区人事政策方針(素案)」について、ご意見を募集します。2月18日(水)までに、郵送またはファックスでお寄せください。区のホームページ <http://www.city.minato.tokyo.jp> に設置した電子掲示板でも受け付けています。

素案の全文は、人事課(区役所10階)・区政資料室(区役所3階)・各支所で配布しています。また、区のホームページでもご覧いただけます。

第5章 実行性ある方針の推進

行動計画の策定と適切な進捗管理

区民満足度の最大化をめざし、「やさらぎある世界都心・MINATO」を具体化していくため、行動計画を策定する。

わたせた区政を遂行する」という基盤に立ち、法令および労使関係ルールを遵守する中で、問題解決を図る。

お忘れなく!

特別区民税・都民税(住民税) 所得税の申告は3月15日(月)までです

期限が近くなると、窓口は大変混雑し、受け付けまでに長い時間お待ちいただく場合があります。申告は、窓口が比較的空いている2月中にお願いします。

特別区民税・都民税(住民税)の申告

申告の期間

3月15日(月)まで

申告書の提出先

税務課普通徴収課税係(区役所2階) 申告書の提出は郵送でも受け付けます。

申告が必要な人

平成16年1月1日現在、港区内に住所があり、平成15年中(平成15年1月1日~12月31日)に所得があった人

「所得税の確定申告」をしなればならない人は、まず、税務署で申告をしてください。税務署に所得税の確定申告をすれば、住民税の申告をしたものとみなされますので、あらかじめ住民税の申告をする必要はありません。

ただし、平成16年度は、上場株式等にかかる配当および譲渡所得について、所得税と住民税で扶養控除等の適用が異なります。住民税での適用を受ける場合には、区への申告が必要になります。詳しくは、区へお問い合わせください。

申告の必要がない人

次の人は、申告をする必要が

所得税の確定申告

確定申告書は自分で書いて提出は早めがよい!

申告の期間

平成15年分の所得税の確定申告は、2月16日(月)から3月15日(月)までです。ただし、還付申告はすでに受け付けています。

芝・麻布税務署では、土・日曜・祝日等は、業務を行っていませんが、2月22・29日の日曜日に限り、申告書用紙の配布、申告書作成のアドバイスおよび申告書の受け付けのみを行います。

申告書の提出先

お住まいの管轄の税務署(区内では芝税務署または麻布税務署)

申告書の提出は郵送でも受け付けます。控えの必要な人は、ボールペンかインクで記入した控えと切手を貼った返信用封筒を同封してください。

申告が必要な人

事業所得や不動産所得などがある人
1年間の所得金額の合計額が配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人
給与所得のある人のうち次の項目に該当する人

期限を過ぎて申告書を提出すると、納税通知書の届く時期が遅くなったり、証明書が必要なときに、すぐに交付を受けられない場合がありますので、「ご注意ください」。
期限までに申告書の提出がない場合は、電話等による問い合わせや訪問調査などをする場合があります。

申告の期間

給与の収入金額が2000万円を超える人
給与を1か所から受けていて、給与所得や退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超える人
給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種の所得金額との合計額が20万円を超える人

申告書の提出先

お住まいの管轄の税務署(区内では芝税務署または麻布税務署)

申告書の提出は郵送でも受け付けます。控えの必要な人は、ボールペンかインクで記入した控えと切手を貼った返信用封筒を同封してください。

申告が必要な人

事業所得や不動産所得などがある人
1年間の所得金額の合計額が配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人
給与所得のある人のうち次の項目に該当する人

国税庁のホームページで所得税の確定申告書の作成(検査)ができます

国税庁のホームページには、所得税の確定申告書が作成でき、そのまま提出可能な申告書がプリントアウトできる「所得税の確定申告書作成コーナー」があります。

株式会社等の譲渡所得についても作成することができます。
国税庁ホームページアドレス
<http://www.nta.go.jp>

申告書用紙の配布

確定申告書用紙は、税務署のほか税務課(区役所2階)、各支所および都税務事務所にも用意してあります。

広域還付申告センター

所得税の確定申告書用紙等の配布、申告書の作成指導および還付の申告書の受け付けを行いますので、ぜひご利用ください(表)。

表 土・日曜・祝日は除きます。

とき	ところ
2/12(木)・13(金)	午前10時~正午 午後1時~4時
2/18(水)・19(木)	午前10時~正午 午後1時~4時
2/23(月)・24(火)	午前10時~正午 午後1時~4時
2/19(木)~27(金)	午前9時~正午 午後1時~5時
2/2(月)~13(金)	午前9時~正午 午後1時~5時

住民税について
〒105 8511 港区役所税務課
普通徴収課係
☎内線2593/2603
所得税・広域還付申告センターについて
芝税務署(個人課税部門)
〒108 8401 港区芝5 8 1
☎3455 0551
麻布税務署(個人課税部門)
〒106 8630 港区西麻布3 3
☎3403 0591
個人事業税について
港都税務所(事業税課)
☎3453 3211

ご存じですか?
東京都シルバーパス
満70歳を迎える都民に誕生月の1日以降、都営の電車・バスと都内を走る民営バスを利用できる東京都シルバーパスを希望により発行します。詳しくは、お問い合わせください(負担額あり)。
問い合わせ (社)東京バス協会
☎5308-6950

高齢者ふれあいデイサービスの利用者を募集します



家に閉じこもりがちな高齢者の皆さんを対象に、趣味活動・ゲーム・レクリエーション等を行っています。

利用日

月曜日から土曜日の希望日(年末年始と日曜日を除く。日程の調整をする場合もあります)。

利用時間

おおむね午前10時~午後3時

対象

自力では外出が不安で、福祉会館等の利用が困難な65歳以上の区民
介護の必要な人、なごやか食事サービス・会食サービス等を利用されている人は対象となりません。

利用施設

区内8か所の高齢者住宅サービスセンター(白金の森、港南の郷、サン・サン赤坂、南麻布、台場、北青山、芝、麻布慶福苑)

費用

おおむね1回1200円(介護保険で規定される通所介護事業の要支援者に相当する額・昼食代を含む)

送迎

専用車でご自宅の近くまで送迎します。

申し込み

高齢者支援施設運営係(区役所2階)
区内の在宅介護支援センターでも申し込みができます。

問い合わせ
高齢者支援施設運営係
☎内線2420・1

ご存じですか？ 高齢者の医療制度

老人保健法医療制度 (老医療受給者証)

昭和7年9月30日以前生まれの人は「老人保健法」という国の制度で医療を受けます。これは高齢の人が医療を受けるときに費用の負担を軽くし、安心して日常生活を送れるための制度です。

お医者さんにかかるときは健康保険証と老人保健法の医療受給者証(老医療受給者証)を窓口で提示してください。保険診療分については医療費の1割(一定以上所得者は2割)の支払いだけで医療を受けることができます(表1)。

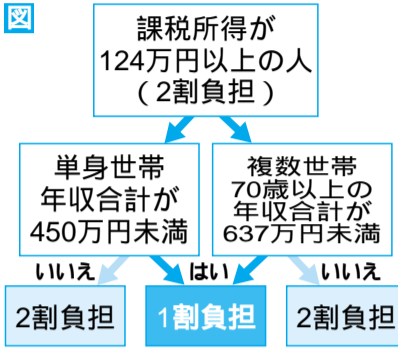
所得により医療受給者証の負担割合が変更になる場合があります(表1)。

毎年8月1日に前年の所得により負担割合の見直しがあります。負担割合が変更になる人には新しい受給者証をお送りしています。古い受給者証は同封されている返信用封筒で、必ずお返しください。

2割の人でも収入額によって1割負担に変更になる人がいます。住民税の課税所得が124万円以上の人は医療費の2割を負担します。

ただし、課税所得が124万円以上の人で次に該当する人は、申請すると1割負担になります(表1)。

70歳以上の人が1人いる世帯の場合
年収合計が450万円未満の場合
70歳以上の人が複数いる世帯の場合
70歳以上の人の年収合計が637万円未満



申請するときは収入金額のわかるもの(確定申告書の控え等)が必要です。

なお、毎年8月1日に負担割合の見直しをするため、今年7月31日まで(平成15年度)は平成14年分の収入金額で判定することとなりますのでご注意ください。

また、今年8月以降(平成16年度)の負担割合の変更については、7月下旬より申請を受け付けます。

住民税非課税世帯の人は、入院したときに医療機関窓口での支払い金額が軽減される制度があります。

入院のとき「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、医療機関での支払いが自己負担限度額までとなり、食事代(標準負担額)も減額されます。認定証の交付を希望する人は高齢者医療係(区役所3階)に申請をしてください。

月に支払った医療費が自己負担限度額を超えたときは1か月に支払った健康保険適用での医療費の合計が自己負担の上限を超えたときは、超えた分を高額医療費として還付します。

医療費は病院、診療所、歯科、保険薬局などの区別はなく、すべて合算し計算します。ただし、入院時の食事代(標準負担額)や差額ベッド代などの健康保険適用外のものには対象となりません。該当する人には受診から約4か月後に申請書をお送りします。

表1 老老人保健法医療制度(老医療受給者証)

対象者	種別	医療機関での負担割合	1か月の自己負担限度額		入院時食事代(標準負担額)
			外来	入院	
・昭和7年9月30日以前生まれの人 ・65歳以上の人で身体障害者手帳1~3級の人、および4級の一部の人	一定以上の所得がある人	2割	40,200円	72,300円+(医療費が361,500円を超えた場合には超えた分の1%を加算) ¹	1日 780円
	一般		12,000円	40,200円	
住民税非課税世帯の人	住民税非課税世帯で世帯全員の所得が0円の人(ただし年金収入は65万円以下)または老齢福祉年金受給者	1割	8,000円	24,600円	1日 650円 (91日目から500円、再度申請が必要です)
				15,000円	1日 300円

1 過去1年間に4回以上の高額医療費の支給があったとき、4回目からは40,200円

表2 福老人医療費助成制度(福医療証)

対象者	医療機関での負担割合	1か月の自己負担限度額	
		外来	入院
福医療証	1割	12,000円	40,200円 (食事代は別途負担)
福医療証を持っている人で住民税非課税世帯に属する人		8,000円	24,600円 (食事代は別途負担)

入院時の食事代(標準負担額)につきましては、加入している各健康保険にお問い合わせください。

健康保険などが変わったとき加入している健康保険、住所氏名などが変わったときは医療受給者証、健康保険証、印かんを持って高齢者医療係または各支所に届け出をしてください。

また、所得変更等により負担割合が変更した人についても変更前の医療受給者証は使えなくなります。

高齢者医療係または各支所に返しください。交通事故などがあったとき第三者(加害者)が原因による負傷で医療機関にかかったときは、加害者が治療費を負担する

福老人医療費助成制度 (福医療証)

東京都民の70歳未満の人で、次のからまでのすべての要件に該当する人には、医療を受けるときの負担金が軽減される(福老人医療費助成制度)があります(表2)。

昭和11年6月30日までに生まれた人
国民健康保険に加入している人または社会保険の被扶養者
平成14年中の本人の所得が、257万2000円以下の人(扶養人数0人の場合)

から、までのすべての要件に該当する人で福医療証の交付を希望する人は申請をしてください。

住民税非課税世帯の人は、医療機関窓口での支払い金額が軽減される制度があります。世帯全員の住民税が非課税の人は、事前に申請すると(福)限度額適用認定証が交付されます(表2)。

医療機関で認定証を提示すると、自己負担限度額が軽減されます。交付を希望する人は高齢者医療係に申請をしてください。

児童手当の手続きはお済みですか

新規申請手続きの方法

次の書類等を用意し、所定の申請書を子育て推進課(区役所2階)に郵送または持参してください。

平成15年度課税証明書(児童手当用)

平成15年1月1日現在、港区にお住まいの人は不要です。年金加入証明書(用紙は子育て推進課にあります)。

厚生年金および共済年金に加入している人のみ

通帳など申請者名義の預金口座を確認できるもの(申請書に記入している場合は不要)

申請書および年金加入証明書は区のホームページからダウンロードできます。

詳しくは、お問い合わせください。
<http://www.city.minato.tokyo.jp>

初めてのお子さんの場合は「新規申請」をしてください。すでに児童手当を受給している人で第2子以降の場合は、「額改定申請」が必要です。この届け出がないと手当を増額することができませんので、忘れずに申請してください。

お子さんが誕生したら

手続きはお早めに

児童手当は、申請をした月の翌月分から手当を受けることができます。お子さんが生まれた場合や港区に転入してきた場合には、15日以内に申請してください。

現況届はお済みですか

平成14年度から児童手当を受給している人には、昨年6月に「現況届」の用紙をお送りしました。現況届の提出がないと、6月分以降の手当を受給することができません。まだ提出していない人は至急提出してください。

現況届を未提出のまま2年が経過すると支給資格がなくなりますので、「注意」ください。

表 児童手当 所得限度額表 平成14年中の所得額および扶養人数(単位:円)

扶養人数	所得額			
	0人	1人	2人	3人以上
加入年金種別				
国民年金・年金未加入	3,090,000	3,470,000	3,850,000	1人増加ごとに38万円加算
厚生年金等被用者年金	4,680,000	5,060,000	5,440,000	1人増加ごとに38万円加算

厚生年金等の加入者は、事業主が児童手当の財源を拠出しているため、限度額が高く設定されています。

問い合わせ
〒105 8511 港区役所子育て推進課
☎ 内線 24303

集団回収を始めませんか?

区では、『集団回収活動』を支援しています。資源は、まず『集団回収』に出しましょう。

集団回収とは

町会、自治会、マンション管理組合、PTAなど、地域の皆さんで構成するグループが、自主的に家庭から出る『古紙・アルミ缶』などの資源を集めて民間の回収業者に引き渡し、リサイクルする方法です。

集団回収のメリット

正しく分別された、良質な資源が集まります。

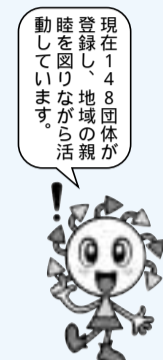
地域の皆さんとコミュニケーションが図れます。回収日や回収場所を回収業者と相談し、参加する皆さんで決めることができます。区から、報奨金の支給などの支援が得られます。

集団回収を始めるには

10世帯以上の区民(集合住宅単位でも可)でグループを作ります。

回収品目、回収日などを決め、回収業者を選びます。

区へ団体登録の申し込みをします。



問い合わせ
清掃課リサイクル推進係
☎内線2505

広げよう「ちょっとエコ」の環!!



『おもしろエコ企業見学会』(ちょっとずつエコロジー入門第4回)

問い合わせ
清掃課
☎内線2504~5

『ちょっとエコ』は、買い物でお店や商品を選ぶときや冷暖房を使うときなど、環境を考えて毎日の生活を「ちょっと」工夫してみることです。そんな『ちょっとエコ』が大きく広がると、資源やエネルギーを大切に社会へと変わっていきます。

資源の出し方をチェック! これってリサイクルできないの??

集団回収以外では、集積所で週1回の資源回収があります。資源は、きちんと分別されていないとリサイクルできないため、せつかく出されたものもごみになってしまったり、異物を取り除くのに大変な手間がかかります。

資源回収に出しても、リサイクルできないものをあげてみましょう。

スプレー缶・カセットボンベ



スプレー缶やカセットボンベは資源としては回収していません。清掃車火災の原因になりますので、使い切ってから不燃ごみに出してください。

陶器・ガラスコップ



ガラスコップや陶器、化粧品などのびんは、飲食用のびんと素材が異なるため資源として回収していません。また、割れたびんは、色選別できないため、厚紙などで包み「危険」と表示して不燃ごみに出してください。

未開封のものや中が汚れていたり、キャップがついているものは、必ず中身を空けて軽くすすいでから資源として出してください。異物が混じっているとリサイクルできず、また、悪臭の原因にもなります。キャップは不燃ごみに出してください。



中身の残っているびん

ペットボトルはコンビニエンスストアやスーパー等の回収ボックスで回収しますが、次のようなものは、リサイクルできないので、入れないでください。中の汚れたもの、キャップのついたもの、たばこ等の入ったものなど。出す際は、必ずキャップをはずして中をすすいでから出してください。また、キャップは不燃ごみに出してください。



吸殻の入ったペットボトル

袋で出された古紙は、紙袋であつても、とつてがビニールであったり、ごみが混じっている場合が多いため、そのままではリサイクルできません。古紙は束ねてひもでしばって出してください。



紙袋やビニール袋に入れて出された古紙

外側のビニール袋等に入れたままではリサイクルできません。資源になる古紙とそれ以外のものを分別して出してください。



問い合わせ
清掃課リサイクル推進係
☎内線2505~7

情報アンテナ

にせ税理士、にせ税理士法人にご注意
無資格者が税金の相談、申告書の作成、税務の代理をすることは、法律で禁じられています。また、専門的知識の欠如等により依頼者が不測の損害を被るおそれもあります。税理士は、税理士証票を携帯し税理士バッジを着用しています。
なお、東京税理士会では、税理士制度や業務等についてのホームページを開設していますので、ご覧ください。
アドレス <http://www.tokyozeirishikai.or.jp>
問い合わせ 東京税理士会芝支部 ☎3453-6516

平成16年度港区食品衛生監視指導計画(案)について意見を募集します

区では食品衛生法の改正を受けて、「平成16年度港区食品衛生監視指導計画(案)」を作成しました。この計画案について、区民の皆さんからのご意見を募集しています。

計画案は区のホームページ <http://www.city.minato.tokyo.jp> のほか、区政資料室(区役所3階)・各支所・みなと保健所に

問い合わせ
〒106 港区六本木5-16-45 生活衛生センター生活衛生課食品安全係へ
☎3408 6146
FAX 35885 4449

港区例規集・要綱集が区のホームページで閲覧できます。港区例規集および港区要綱集をデータベース化し、1月下旬から区のホームページで、閲覧できるようにしました。
<http://www.city.minato.tokyo.jp>
なお、単行本の例規集および要綱集については、区政資料室(区役所3階)および各区立図書館で引き続き閲覧できます。
総務課文書係
☎内線2020

平成16年度区民交通傷害保険加入のご案内

区民交通傷害保険は、少額の保険料で加入でき、交通事故でけがをされた時に、入院や通院治療日数に応じて、保険金をお支払いする保険制度です。

加入できる人

港区に住所のある人

コースの種類と保険料

次の3つのコースから1つのコースを選んでご加入ください。
年額保険料600円 (最高保険金額150万円)
年額保険料1200円 (最高保険金額350万円)
年額保険料2400円 (最高保険金額600万円)

加入方法

個人で加入される場合
地域活動支援課(区役所3階)
問い合わせ
地域活動支援課地域振興係
☎内線2533

加入申請期間
2月2日(月)～3月31日(水)
金融機関でのお申し込みは3月25日(木)までです。
保険期間
4月1日～平成17年3月31日
パンフレット・加入申込書
地域活動支援課、各支所および区内金融機関に置いてあります。

教育の「よ」おんせいの「よ」を悩んでいませんか 〜教育相談をご利用ください〜

不登校や集団不応(孤立、友だちと上手に遊べない、落ち着きがない等)・育て方・しつけについて教育センターの相談を利用する人が増えています。
子どもの成長の過程には、いろいろな問題が起こります。それは、早期発見、早期対応が解決の早道です。
教育センターでは、来所教育相談・電話教育相談および教育相談員の派遣事業を行っています。

学校や幼稚園に行きたがらない、いじめめる・いじめられる、やる気・意欲がない、反抗する・暴力をふるう、進路について迷っている、自分自身について悩んでいる、心身の発達が遅れている、子どもへのかかり方がわからない...
などさまざまな相談に応じています。また、必要に応じて、他機関とも連携を図っています。
相談者の意向を尊重し、プライバシーの保護にも万全を期しています。安心してご利用ください。

来所教育相談
教育センターに来所していただき、直接相談に応じています。お子さんに対しては、遊びや面接を通して、お子さんが本来持っている力を発揮できるようにかわっていきます。
保護者・大人には、話し合いながら、よりよい解決の方法を一緒に考えます。
相談の手続き
相談者が電話でまたは直接、教育センターの窓口へ申し込む
相談者の都合に合わせて初回相談日を決め、相談者に連絡する

初回相談により今後の相談方法を定める(初回は原則として保護者が来所)
継続して相談する場合は、週1回1時間程度来所する

相談日時

月・金曜日
午前9時〜午後5時
祝日、年末・年始(12月29日〜1月3日)は除きます。

対象

区内在住のお子さんとその保護者または在学・在勤者

電話教育相談

教育上のさまざまな問題や悩みについて、電話で相談に応じています。相談は、原則として匿名で受け付けていますが、相談に必要な性別、学年等はお伺いすることがあります。幼児・小学生、中・高校生の別に担当者が相談をお受けします。

相談日時

月・金曜日
午前9時〜午後5時
火・木曜日は、午後7時まで相談を受け付けています。
祝日、年末・年始(12月29日〜1月3日)は除きます。

対象

来所教育相談と同じ
小学校へ教育相談員を派遣
週1回、区立小学校全校に教育相談員をスクールカウンセラーとして派遣し、教育相談に応じます。派遣する曜日は、学校によって異なりますので、詳しくは、教育センターまでお問い合わせください。

問い合わせ

教育センター	(三田) 4	13	(15)
来所教育相談	☎ 3454	6	6225
電話教育相談	☎ 3452	9	6635
小学校へ教育相談員を派遣	☎ 3451	3	2221

あなたの力を 地域のために役立てませんか

港区シルバー人材センターでは、定年後の人生をより有意義にするため、これまでの経験や知識を生かして働くことを希望する健康なシルバー世代の人の入会を2・3月で募集しています。

こんな活動をしています

センターは、主に区内の事業所や個人家庭、区役所等から施設の受付管理、植木のせん定や除草、高齢者世帯等への家事援助、建物清掃や公園清掃など高齢者に適した仕事を引き受け、会員の希望や能力などに応じて働く機会を提供しています。
また、区内の小中学校で伝承遊びを伝えたり、特別養護老人ホーム等でハーモニカを演奏したりするボランティア活動も行っています。

入会をお待ちしています

センターは、高齢者雇用安定法に基づく公益法人ですので、安心して入会できます。
入会は、おおむね60歳以上の健康で働く意欲のある区民で、センターの目的に賛同し、1000円の年度会費を納めれば、誰でも会員になります。

センターでの働き方

センターでの仕事は就職ではありません。仕事は、高齢者にふさわしい仕事をセンターが引き受け、会員の希望・能力等に合わせグループなどの形で働いていきます。

センターではこんなサービス(仕事)をしています

- 宛名書きサービス
- 毛筆・ペン書き(案内状・賞状・式次第など)
- 事務サービス
- 一般事務、経理事務
- 教育サービス
- LS教室(小学生対象の学習補習教室)
- 各種資格試験の試験監督業務
- パソコン教室(パソコン操作の基礎・応用等の講習)
- パソコン入力業務(文書作成・ホームページ作成代行)
- 管理サービス
- 児童館・福祉会館等の施設管理
- 学校・ビル・マンションの管理
- 駐車場・自転車駐輪場管理、駅前自転車の整理
- 軽作業サービス
- 公園、庭、ビル、墓地などの清掃、ダイレクトメール・袋詰めなどの封入作業
- 映画・CMなどのエキストラ出演
- 植木のせん定・除草サービス
- 植木の手入れ、草取りなど
- 襖・障子の張り替えサービス
- リビングサービス
- 簡単な修理・修繕、網戸の張り替え、家具転倒防止金具の取り付け、包丁研ぎ
- ソーイングサービス
- 洋服・和服のお直し、小物作成と販売
- 福祉・家事援助サービス
- 家庭の掃除・食事の支度・洗濯・留守番、話し相手、ペットの世話、出産前後の母子の世話、出張美容、着付け
- その他、ご希望の仕事があれば、ご相談に応じます。

日中文化の架け橋 第17回港区・朝陽区書画交流展

2月9日(月)から
20日(金)まで(土・日・祝日は除く)
中国北京市朝陽区との友好交流事業として、区役所1階ロビーで開催します。今年も時代を感じさせる若い感性が色とりどりです。どうぞご鑑賞ください。



問い合わせ 港区国際交流協会 ☎ 3578-3530

問い合わせ

港区シルバー人材センター
〒106 047 港区南麻布
26 ゆうあい南麻布
3階 ☎ 5232 9681
<http://www.minato-sc.or.jp>

パソコン無料講習会

IT時代に少しでもパソコンを理解したいと思う人に、センターの経験の豊かな会員の手ほどきで、講習会(3時間)を開講しています。
ところ みなとふれあい館(地下鉄尻尾駅・3番出口歩道橋脇)
対象 60歳以上でパソコンの経験がない区民 テキスト代1000円がかかります。
申し込み 電話で、港区シルバー人材センターパソコン教室受付事務係へ。
☎ 5475 1305

平成16年1月16日(金)、平成16年第1回港区議会臨時会の開会にあたり、区長および教育長から、昨年12月第4回港区議会定例会に提出しました、港区立学校設置条例の一部を改正する条例(飯倉小学校の廃止についての議案)に関して発言がありました。ここにその内容を掲載します。

私は、次代を担う子どもたちの教育環境がいかにあるべきかについて、教育委員会が下した結論を尊重し、議案を提出いたしました。皆さまご承知のように、飯倉小学校は開校以来125年という輝かしい歴史と伝統があり、誠に苦渋の思いで決断をいたしましたものであります。

結果として、議会への提案から議決後の公布に至るまでの間、議会の皆さま、学校および地域関係者の皆さまに、さまざまな心配をおかけしたことにつきまして、遺憾に思っております。

また、このたびの議長裁決という議決結果につきましては、極めて重く厳粛に受け止めております。私は、改めて議決機関としての議会と、執行機関である行政、そして執行機関相互間の関係において、緊密な連携、協力の重要性を痛感するとともに、認識を新たにいたしました。

私は、今回の教訓を真摯に受け止め、今後とも区民の期待と信頼にこたえるべく、一つひとつの施策を、誠意をもってかつ着実に推進してまいります。

いずれにしましても、私は、飯倉小学校に通う子どもたち一人ひとりが、本年4月、希望をもって新しい学校に通えるよう、区長として努力するとともに、学校および地域関係者の皆さまの理解とご理解とご協力を賜りたいと考えております。

おります。
よろしく、ご理解のほどお願いいたします。

港区長 原田 敬美

飯倉小学校は、125年もの長い歴史があり、地元を密着し地域の方々に支えられてきた学校であります。
保護者、地域の皆さまの学校に対する熱意と愛着に対し、敬意を表するとともに深く感謝申し上げます。

こうした状況の中で、教育委員会は、飯倉小学校の廃止という苦渋の選択をいたしました。

しかしながら、決定に至る過程において、保護者、地域の皆さまの十分なご理解が得られなかったことは、誠に申し訳ないと考えております。

また、11月14日付けの教育委員会の「学校選択希望制に関する文書」については、誤解を生じる内容があり保護者・地域関係者の不信感を招く要因となりました。慎重な配慮を欠いたものでございました。

学校の教育環境の改善には保護者・地域関係者のご理解が不可欠であります。教育委員会としては、今回の教訓を真摯に受け止め、今後とも家庭・学校・地域の緊密な連携のもとに、子どもたちの教育環境の整備に取り組んでまいります。

今後は、飯倉小学校に在籍する児童が、本年4月に、安心して新しい学校に通えることを第一に考え、教育委員会の組織を挙げて、責任をもって対応してまいります。

よろしくご理解のほどお願いいたします。

教育長 入野 光政

問い合わせ
総務課総務係
☎ 内線 2016
教育委員会庶務課庶務係
☎ 内線 2711

費用の表記がないものは、すべて無料です。
 区役所への郵便は、郵便番号と宛て先(〒105 8511 港区役所課)で届きます。
 講師等の氏名の敬称は、省略させていただきます。
 ファックスでのお問い合わせは、FAX 3578 2034へ。

講座・催し物

節分おはなし会

とき 2月4日(水)午後3時～4時 **ところ** 高輪区民センター
内容 「かたりべによるむかしばなし」泣いた赤おにほか対象 どなたでも(幼児は保護者同伴)
申し込み 当日直接会場へ。
問い合わせ 高輪図書館 ☎5421 7617

放置自転車リサイクル

とき 2月14日(土)午前10時から10時30分まで受け付け その後抽せん **ところ** エコプラザ 価格等詳しくは、お問い合わせください。
問い合わせ 港区シルバー人材センター ☎5232 9681
 都市施設管理課交通安全係 ☎内線2260-3

第14回国際交流学会

日本語を学ぶ留学生や日本に住む外国籍の人、小・中学生、地域の皆さんによる、劇や音楽など楽しい催しです。
とき 2月14日(土)正午～午後5時 **ところ** 麻布区民センター **共催** 港区青少年対策六本木地区委員会、愛宕山・王仁ライオンズクラブ、港ユネスコ協会
問い合わせ 生涯学習推進課青少年育成担当 ☎内線2745

生活学校合同講演会

「色彩と暮らし」色彩の持つパワーをあなたに〜
とき 2月17日(火)午後1時30分～3時30分 **ところ** 生涯学習センター **講師** 鈴木三穂子 **対象** どなたでも **定員** 70人(先着順) **共催** 港区生活学校連絡協議会
申し込み 当日直接会場へ。
問い合わせ 生涯学習推進課生涯学習係 ☎内線2747

「今どきのサプリメントは」講習会

とき 2月17日(火)午後1時30分～3時30分 **ところ** 男女平等参画センター **講師** 林田アキ(管理薬剤師) **対象** 区内在住・在勤・在学者 **定員** 25人(電話で先着順) **共催** 港区消費者の会
消費者講座
暮らしの中の化学物質を考える

2月26日(木)	2月24日(火)	とき	内容・講師
午後2時～4時	午後2時～4時		「企業からのメッセージ」 「環境報告書って何ですか」 「有害化学物質削減ネットワーク運営委員」 角田季美枝
			「PRTR法ってなに？」 「環境汚染を減らすために」 「有害化学物質削減ネットワーク副代表」 村田 幸雄

「暮らしの中の化学物質を考える」

ところ 消費者センター **対象** 区内在住・在勤・在学者(2日とも参加できる人) **定員** 36人(電話で先着順) **託児** 有り
申し込み 2月10日(火)まで受け付け
印の申し込み・問い合わせ 電話で消費者センターへ。
 ☎3456 4159

リーブラ寄席とアシストブラ

とき 2月14日(土)午後2時～4時 **ところ** 男女平等参画センター(リーブラ) **内容** 第

1部 リーブラ寄席(古今亭志ん輔さんの落語とお話 第2部 男女平等アシストブラ) **事業報告会**(平成15年度に助成を受けた各事業の報告と講評)
定員 200人(先着順)
 一時保育(2歳以上)を希望する人は2月6日(金)までに電話で申し込んでください(電話で先着順)。
申し込み・問い合わせ 総務課 人権・男女共同推進係 ☎内線2026・7

ピアカウンセリング講座
 心身に障害のある仲間(ピア)の気持ちを含んで考えるために、声のかけ方や話の聴き方等を学習します。
とき 2月20日(金)午前10時40分～午後0時40分 **ところ** 障害保健福祉センター **講師** 佐藤治子(カウンセラー) **対象** 身体障害者手帳を持つ区民 **ピアカウンセリングに興味がある人** **定員** 30人程度(抽せん)
申し込み 電話またはファックスで2月18日(水)までに、障害保健福祉センターへ。
 ☎5439 2511
 FAX 5439 2514

港区文化体験プログラム事業

太鼓でリズムに乗ろう!
(リズム&打楽器体験ワークショップ)
 打楽器の製作を通して、楽器の仕組みを学ぶとともに、打楽器を自ら演奏することで、リズム感覚を養います。
 この事業は文化庁の平成15年度文化体験プログラム支援事業の一環として、港区文化体験プログラム事業実行委員会が実施します。

第22回港ユネスコ協会国際シンポジウム

江戸開府400年記念
江戸開府400年記念
とき 2月26日(木)午後6時30分～9時(開場午後6時)
ところ 江戸東京博物館ホール(JR西国駅西口徒歩3分) **内容** シンポジウム「江戸の平和」と江戸文化の国際性、竹内誠江戸東京博物館館長のお話、江戸時代から伝承の木遣り実演 **コーディネーター** 三輪公忠(港ユネスコ協会会長) **パネリ**

経営者講座

「タウンウォッチング」
 話題の商店街や商業施設を実際に歩いて、お店づくり・街づくりに役立てませんか。
とき 2月26日(木)午後1時30分～6時30分 **対象** 区内商店および中小企業の経営者 **定員** 10人(電話で先着順) **見学場所** 『自由が丘商店街』目黒区『六本木ヒルズ』麻布十番区商店街 **講師** 安岡裕一(トータルデザインプロデューサー)
共催 東京商工会議所港支部 **交通費・資料代等は実費**
申し込み 2月2日(月)から電話で、商工課商工振興係へ。
 ☎内線2552

平成16年度ゆつあいLS教室児童募集

港区シルバー人材センターでは、小学生が学校や家庭での学習がよく分かるように、教育経験の豊かな会員による学習教室(LS教室)を開催しています。

申し込み 電話で、港区住宅公社へ。☎3593 5683
リサイクル講座 **リフォーム着物からロングベストへ**
とき 3月4日～25日(毎週木曜日・全4回)午後1時～3時
ところ エコプラザ **講師** 斎藤絢子(元東京都芝洋裁学校講師) **対象** 区民で全日程参加できる人 **定員** 12人(抽せん)
費用(材料費) 300円程度

とき	内容
2月21日(土)午後3時～5時	身近な材料を使った打楽器製作と楽器の仕組みを学ぶ
2月22日(日)午後1時～4時	ミニコンサートでの打楽器体験

芝浦港南区民センター
対象 小・中・高校生および保護者 **定員** 80人程度(電話で先着順) **出演・指導** ビートチップス 4
申し込み 電話で、港区文化体験プログラム事業実行委員会事務局へ。☎5775 7961
問い合わせ 事業推進課 ☎内線2092

家庭教育学級(幼児コース)

「パパたちの出張・絵本おはなし会」
 土曜日に開催しますので、ご家族での参加をお待ちしています。
とき 2月28日(土)午前10時～11時30分 **ところ** 男女平等参画センター **講師** 金柿秀幸、安藤哲也、田中尚人(パパス絵本プロジェクト) **対象** 小学校就学前の子どもを持つ保護者またはテーマに関心のある人 **定員** 20組(抽せん)
父親・母親のみ参加の人も歓迎。保育あり。
申し込み 往復はがきに「家庭教育学級」・住所・参加者(ふりがな、家族で参加希望の人は連名)・電話番号・保育を希望する子どもの名前(ふりがな)と月齢を書いて2月13日(金)必着(までに、〒105 8511 港区生涯学習推進課生涯学習係へ。
 ☎内線2747

小規模マンション維持管理講座

「2回目の大規模修繕工事を成功させるには」
 小規模マンションの区分所有者の皆さんを中心に、大規模修繕についての講座を開催します。併せて居住者同士・管理組合同士の意見交換会なども行います。ぜひ、ご参加ください。
とき 3月6日(土)午後2時～4時(午後1時30分から受け付け) **ところ** 男女平等参画センター **協力** 特定非営利活動法人マンション管理支援協議会
申し込み 電話で、港区住宅公社へ。☎3593 5683

介護保険非常勤職員募集

介護保険業務の非常勤職員を募集します。
対象 平成16年3月31日現在60歳以下で介護支援専門員の資格がある人 **職務内容** 介護保険の被保険者のお宅を訪問し、認定調査を実施し、調査票等を作成します。
期間 4月1日～平成17年3月31日(更新可)
募集人員 1人 **勤務日時** 午前9時～午後4時・週4日・月16日(月2日程度、土・日曜の勤務あり) **報酬** 基本給・月額6万9000円、能率給・調査1件につき2200円(調査は月48件以上実施予定。48件の場合約17万5000円) **交通**

面接 面接は、面接会場(〒105 8511 港区役所清掃課リサイクル推進係)へ。
 ☎内線2507

学年	とき	募集人員
新2年生	月・木曜日 午後3時45分～5時30分	10人
新3年生	火・木曜日 午後4時15分～6時	
新4年生	水・金曜日 午後4時30分～6時15分	若干名
新5年生		
新6年生		

介護保険非常勤職員募集

介護保険業務の非常勤職員を募集します。
対象 平成16年3月31日現在60歳以下で、介護支援専門員の資格があり、パソコン操作(エクセル)ができる人 **職務内容** 介護保険の給付適正化のための調査等を行います。
期間 4月1日～平成17年3月31日(更新可) **募集人員** 1人 **勤務日時** 午前8時30分～午後5時15分・週4日(4週ごとに1回3日勤務の週あり) **報酬** 22万6500円 **交通費** 別途支給(支給限度あり) **選考** 書類選考のうえ、2月28日(土)に筆記試験(択一式)、面接試験を実施予定(詳しくは、個別に通知します)。
介護保険認定調査員
対象 平成16年3月31日現在60歳以下で介護支援専門員の資格がある人 **職務内容** 介護保険の被保険者のお宅を訪問し、認定調査を実施し、調査票等を作成します。
期間 4月1日～平成17年3月31日(更新可)
募集人員 1人 **勤務日時** 午前9時～午後4時・週4日・月16日(月2日程度、土・日曜の勤務あり) **報酬** 基本給・月額6万9000円、能率給・調査1件につき2200円(調査は月48件以上実施予定。48件の場合約17万5000円) **交通**

お知らせ

(接着芯・製図用紙代) 衿・袖のない形の物を作ります。
申し込み 往復はがきに「リサイクル講座希望」・住所・氏名・電話番号を書いて、2月12日(木・必着)までに〒105 8511 港区役所清掃課リサイクル推進係へ。
 ☎内線2507

介護保険非常勤職員募集

介護保険業務の非常勤職員を募集します。
対象 平成16年3月31日現在60歳以下で介護支援専門員の資格がある人 **職務内容** 介護保険の被保険者のお宅を訪問し、認定調査を実施し、調査票等を作成します。
期間 4月1日～平成17年3月31日(更新可)
募集人員 1人 **勤務日時** 午前9時～午後4時・週4日・月16日(月2日程度、土・日曜の勤務あり) **報酬** 基本給・月額6万9000円、能率給・調査1件につき2200円(調査は月48件以上実施予定。48件の場合約17万5000円) **交通**

面接 面接は、面接会場(〒105 8511 港区役所清掃課リサイクル推進係)へ。
 ☎内線2507

費別途支給(支給限度あり)
選考 書類選考のうえ、2月28日(土)に面接試験を実施予定(詳しくは、個別に通知します)。
申し込み とも「募集のお知らせ」(高齢者支援課介護保険担当(区役所2階)または各支所で配布)をご覧ください。
申し込み とも「募集のお知らせ」(高齢者支援課介護保険担当(区役所2階)または各支所で配布)をご覧ください。
申し込み とも「募集のお知らせ」(高齢者支援課介護保険担当(区役所2階)または各支所で配布)をご覧ください。

書いた原稿用紙を、持参または郵送で2月10日(火・必着)までに、〒105 8511 港区役所子育て推進課児童係へ。
内線 2426、8

保育園勤務非常勤職員募集
対象 平成16年4月1日現在60歳未満の人 **職種および勤務内容** 給食調理・週3日24時間勤務(一部土曜勤務あり) **期間** 4月〜17年3月 **募集人員** 14人 **試験日** 1次・2月17日(火) 2次・2月下旬〜3月上旬(日時は後日通知)
申し込み 履歴書(写真貼付)、返信用封筒(80円切手貼付)を、持参または郵送で2月12日(木・必着)までに、〒105 8511 港区役所保育課運営係へ。
内線 2445

消費生活相談員(非常勤職員)募集
対象 平成16年4月1日現在55歳以下で次のいずれかに該当する人 国民生活センター消費生活専門相談員の有資格者 日本消費生活協会消費生活コンサルタントの有資格者 2年以上公的機関における消費生活相談員の経験を有する者 **期間** 4月1日〜平成17年3月31日(更新可) **募集人員** 1人 **選考** 一次選考(2月中旬)：小論文と書類審査(二次選考(2月下旬)：面接審査(一次選考合格者) 選考結果は応募者全員に通知します。
勤務日時 午前9時30分〜午後5時15分・週3日 **報酬** 月額約20万円
申し込み 履歴書(写真貼付)、小論文(「最近の消費者問題と相談業務の役割」をテーマにA4版4000字詰書き原稿用紙3枚程度を自筆で作成したもの)・返信用封筒(80円切手貼付)を、持参または郵送で2月

10日(火・消印有効)までに、〒108 0023 港区芝浦3 1 47 消費者センターへ。
内線 3456 4159

教育相談員(非常勤職員)募集
対象 大学または大学院において心理学を主として専攻し、卒業後3年以上の臨床経験を有する25歳以上の人 **期間** 4月1日〜平成17年3月31日(更新可) **募集人員** 3人(1人は電話教育相談担当) **勤務場所** 教育センター **勤務日時** 午前8時30分〜午後5時15分・週4日・30時間(土・日・祝日を除く) **報酬** 月額22万4500円(予定・交通費は別途支給) **選考** 小論文・書類選考のうえ面接・面接対象者には通知します。
申し込み 教育センターで配布する所定用紙の「履歴書兼臨床経験等申告書(写真貼付)」と「小論文(12000字程度)」を、持参または郵送で2月20日(金・必着)までに、〒108 0073 港区三田4 13 15 教育センター(土・日は休館)へ。
内線 3451 3221

館により総額は異なります) **申し込み** 2月12日(木)までに直接、希望する福祉会館の窓口へ(土・日・祝日を除く)。
問い合わせ 高齢者支援課高齢者サービス係 **内線** 2398
(仮称)港区産業振興プランを策定するための審議会を開催します
とき 第9回審議会 2月3日(火)午前10時 第10回審議会 2月12日(木)午後1時30分 **ところ** 港区役所 **傍聴の申し込み** 傍聴を希望する人は、2月2日(月)までに、は2月10日(火)までに電話で、商工課商工観光担当へ。
内線 2554
港区立小・中学校配置計画等検討委員会
 港区立小・中学校の配置計画等について検討する「港区立小・中学校配置計画等検討委員会」を開催します。傍聴を希望する人は事前にご連絡ください。
とき 2月4日(水)午後6時30分〜8時30分 **ところ** 区役所9階911会議室
問い合わせ 学務課学校適正配置担当 **内線** 2729
港区とNPOとの協働のあり方懇談会「最終のまとめ」を策定しました
 区は、区内で活動するNPOの代表者等で構成する懇談会を設置し、区とNPOとの協働のあり方について、これまで検討を重ね、このたび「最終のまとめ」を策定しました。区は今後この「最終のまとめ」を参考に「港区とNPOとの協働の指針」を策定していきます。
 「最終のまとめ」は、区政資料室(区役所3階)または区のホームページ <http://www.city.minato.tokyo.jp> でご覧になれます。

高齢者学校給食サービス
 小学校で調理した給食を福祉会館に運び、会食をしながら高齢者相互の交流を行います。期間中、学校での会食も予定してあります。

とき	ところ	回数	費用
毎週 火曜日	豊岡福祉会館	全12回	3,360円
毎週 木曜日	赤坂福祉会館	全13回	3,640円
毎週 木曜日	本村福祉会館	全12回	3,360円
毎週 金曜日	芝公園福祉会館	全14回	3,920円

利用期間 4月〜7月の4か月
対象 65歳以上の区民 **定員** 各15人(抽せん) **費用** 1回280円(費用は変更になる場合があります。初回に全額お支払いいただきますが、実施

問い合わせ 事業推進課 **内線** 2092
スポーツセンター内トレーニングパークの休止について
 トレーニングパークとコミュニティセンターとの仕切り壁およびガラス戸の撤去工事を行うため、トレーニングパーク、コミュニティセンター、2階更衣室の使用を休止します。
休止予定期間 2月16日(月)〜3月15日(月)
 期間中、体操指導は第4競技場で実施しますが、マシン使用はできません。なお、休止期間が変更になる場合は、チラシ等でお知らせします。
問い合わせ 生涯学習推進課スポーツ振興係 **内線** 2750、3
 港区スポーツセンター **内線** 3452 4151
特別永住者(朝鮮半島・台湾出身者)の皆さんへ
 特別永住者(帰化者も含みます)で、旧日本軍の軍人軍属等として戦死された人のご遺族や死亡された重度戦傷病者のご遺族に甲斐金(260万円)が、重度戦傷病者の人に見舞金(400万円)がそれぞれ支給されています。該当する人はお早めに請求してください。
請求期間 3月31日(水)まで **問い合わせ** 生活福祉課庶務係 **内線** 2453
 東京都福祉局指導課 **内線** 5320 4078
都営住宅(単身者向)・シルバードピア、ポイント方式)入居者募集
申込書・募集案内の配布期間 2月2日(月)〜10日(火)
 ただし、土曜日、日曜日は除く。 **港区住宅公社**・都市計画課(区役所6階)・各支所・台場分室で配布します。
対象 単身者向(一部単いす使用者向)

区内に3年以上居住している単身者で50歳以上の人等、車いす使用者向けは車いす使用者で身体障害者手帳2級以上の障害者等 所得が定められた基準内であること 住宅に困っていること
 区内に3年以上居住している65歳以上の単身者または二人世帯等 単身者は現に同居している親族がいなくて、二人世帯は現に同居し、または同居しようとする65歳以上の親族がいること(配偶者はおおむね60歳以上) 所得(同居親族に所得がある場合は合算)が定められた基準内であること 住宅に困っていること
 高齢者世帯・心身障害者世帯・多子世帯・特に所得の低い世帯・車いす使用者世帯向
 申込者本人が都内に3年以上(車いす使用者世帯向は申込時点)居住している成年者(20歳未満の既婚者を含む) 同居親族がいること(車いす使用者は満6歳以上でかつ都内に居住していること) 所得(同居親族に所得がある場合は合算)が定められた基準内であること 住宅に困っていること
 各申し込みについては、募集区分ごとに申込資格が定められていますので、詳しくは「募集案内」をご覧ください。
申し込み (すべて郵送受付) 2月13日(金)までに渋谷郵便局(ポイント方式は東京都住宅供給公社募集センター)に届いたもの限り受け付けます。
問い合わせ 港区住宅公社 **内線** 3593 5686
区民保養施設(大平台みなと荘・伊東暖香園)の4月利用分抽せん
 区内に3人以上。暖香園は2人以上5人まで。ご希望の施設を1つだけ選んでお申し込みください。 **申し込み** 保養施設予約センターへ(☎5646) **6110**で2月18日(水)まで。または、2月12日(木・必着)までに専用はがきを、JTBベネフィット予約センターへ郵送してください。専用はがきは、地域活動支援課(区役所3階)各支所、各市民センター、JTB東京三田支店・赤坂支店の窓口にあります。 **休業日** 4月21日(水・木)
利用登録 利用登録をしていない人は保養施設の利用申し込みができません。抽せん申し込みの専用はがきが登録申し込み書も兼ねていますので、はがきでお申し込みください。
 抽せん結果は、月末に、ご自宅に郵送します。届かない場合は、JTBベネフィット予約センターまで、ご連絡ください。
空室申し込み(区民および在勤者) 利用希望日の1か月前の同日から(例・4月10日は3月10日から)テレホンサービスまたはJTBベネフィット予約センター専用電話(☎5646 6302)で、先着順に受け付けます。
受付時間
 ･テレホンサービス 毎日 午前8時〜午後10時
 ･JTBベネフィット予約センター 平日 午前10時〜午後6時
 利用料金等詳しくは、お問い合わせください。
問い合わせ
 JTBベネフィット予約センター **内線** 5646 6302
 地域活動支援課地域振興係 **内線** 2530、3

港区内スポーツセンター・区民センター・男女平等参画センター・健康増進センター・生涯学習センター・青山生涯学習館のお知らせは、毎月5日発行の港区スポーツふれあい文化健康財団ニュース「KissSport」に掲載されています。☎5770-6837 FAX5770-6884 <http://www.kissport.or.jp>

保健だより

〈みなと保健所
各センターの所在地〉

生活衛生センター 六本木 5-16-45
保健サービスセンター 三田 1-4-10
健診センター(健診時のみ開場) 赤坂 4-18-13

休日診療

診療時間 □ は午前9時~午後5時
診療時間 ■ は午後5時~午後10時

2月1日(日)	河原医院(内)	芝浦1-12-1	3451-4751
	古川橋病院(内・外)	南麻布2-10-21	3453-5011
	河村歯科医院(歯)	浜松町1-23-4 隆江ビル2階	3435-0050
	増田歯科(歯)	西麻布3-20-14 梅田ビル2階	3408-8692
	長谷川医院(内・小)	愛宕1-7-7	3431-2159
2月8日(日)	鈴木医院(内・小)	白金台4-12-11	3441-6668
	西原病院(外・内)	白金1-3-2	3440-2531
	松井歯科医院(歯)	六本木4-5-7	5474-5530
	川村内科医院(内)	新橋5-10-6	3431-3322
	港区休日歯科応急診療所	三田1-4-10 保健サービスセンター3階	3455-4927

電話不通の場合は、下記の診療案内へ

診療案内	東京消防庁テレホンサービス	☎ 3212-2323 (毎日24時間) 短縮ダイヤル「7119」
	東京都保健医療情報センター	☎ 5272-0303 (毎日24時間)

薬の相談

港区休日くすり何でもテレホン対応時間：午前9時~午後2時

2月1日(日)	あおい調剤薬局	虎ノ門1-2-16	3591-0356
2月8日(日)	いずみ調剤薬局	虎ノ門1-11-11	5156-9916

電話不通の場合は ☎ 090-9378-7915
《夜間対应当番薬局》 ☎ 090-3690-3102 午後8時~午前8時(毎日)

みなと区民健診

健診日	3月8日(月)	3月15日(月)	3月10日(水)
結果説明日	3月22日(月)	3月29日(月)	3月24日(水)
受付時間	午前9時~10時30分		
受付時間	午後1時15分~2時30分		
ところ	保健サービスセンター		健診センター
内容	全受診者：診察、尿検査、胸部X線撮影、血圧測定、血液検査 一部受診者：心電図、眼底検査		
対象	30歳以上45歳以下の区民で、3月に生まれた人 (勤務先等で受診できる人は、ご遠慮ください。)		
定員	各日 60人		
併診(希望者)	骨粗しょう症検診を併診(みなと区民健診を受診した人で女性のみ)：各結果説明日		
申し込み	電話で、2月2日(月)から健康推進課健康づくり係へ。 (保健サービスセンター) ☎ 3455-4928 受付時間：午前9時~午後5時 定員になり次第締め切らせていただきますので、ご了承ください。		

これまで、区民健診の対象者であった46~50歳の人については、医療機関で直接受診する「成人健康診査」(今年度は終了しました。)の対象者となりました。

対象年齢の変更点は次のとおりです。

対象年齢	変更前	平成15年4月から
	50歳以下の区民	30歳以上45歳以下の区民

今年度、みなと区民健診を受診できなかった皆さんへ

昨年4月から今年1月までに受診できなかった人を対象に右記の日程を追加して、健診を実施します。時間と内容および定員は上記と同じです。希望する人は上記の申込方法で予約をしてください。なお、今回の措置は平成16年3月までの特例扱いとなります。

健診日	3月24日(水)
結果説明日	4月7日(水)
ところ	健診センター

栄養講習会 ~生活習慣病予防の食事~

とき	3月4日(木)午後1時30分~3時30分
ところ	保健サービスセンター
内容	献立レッスン ~体にやさしい食事づくり~
対象	区内在住・在勤者
定員	30人(電話で先着順)
申し込み	電話で、健康推進課地域保健係へ。 (保健サービスセンター) ☎ 3455-4772

歯科衛生相談(予約制)

とき	水曜日	木曜日	金曜日
とき	初めての人：午後1時10分または2時45分 2回目以降の人：午後1時30分~2時30分		
ところ	保健サービスセンター	生活衛生センター	健診センター
内容	歯科健診・歯科保健相談および歯ブラシの使い方等		
対象	区内在住の5歳未満の乳幼児と妊産婦		
申し込み	電話で、健康推進課地域保健係へ。 (保健サービスセンター) ☎ 3455-4772		

精神保健福祉相談

とき	毎月第1金曜日、第2・4水曜日、 第4月曜日午後2時~4時(面接または訪問)
ところ	保健サービスセンター
内容	こころの病気(アルコール依存症、思春期等を含む)や痴ほう症の早期発見・ 早期治療への援助などについて、専門医が相談に応じています。
対象	区内在住・在勤者
申し込み	電話で、健康推進課地域保健係へ。 (保健サービスセンター) ☎ 3455-4772

港区広報番組ガイド 2月

都市型CATV みなとチャンネル(5ch)

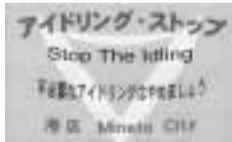
港区タイム(60分番組：区政の動きは日本語・英語の音声多重)	
特集番組(20分番組)	港区人間探訪 ~ワイナリーを作った父~
区政の動き(20分番組)	新しいスタイルの男女平等参画等に関する交流の場「港区コミュニティ カフェ」について特集します。また、一枚の古い写真を手にリポーター が区内のいろいろな場所を歩きます。
特集番組(再放送 20分番組)	みなとイラスト遊歩 ~ベイエリア編~ 毎日 11:00、18:00、22:00 (特集番組 毎日11:00、18:00、22:00) 区政の動き 毎日11:20、18:20、22:20 特集番組(再放送) 毎日11:40、18:40、22:40

みなとケーブルインフォメーション(文字情報・15分番組：後半5分は英語)	
区からのお知らせや区主催の行事、催し物などの日時、内容等を音楽にあわせて、 文字情報で案内します。 毎日 10:00、15:00、17:00、23:00	

みなとあの時あの番組(毎週土曜日更新・45分番組)			
みなとイラスト遊歩 赤坂編 白金・白金台編	長唄 人間国宝 村屋喜三郎 港区伝統文化 琵琶 石田不識	港区魅力探検 お休みには区内を 巡ってその1 港区の紅葉	港区伝統工芸 藤工芸 田中栄八商店 長唄 三味線 人間国宝 今藤綾子
7日(土)~	14日(土)~	21日(土)~	28日(土)~
毎日 13:00、20:00			

番組内容について 港区区民広報課 ☎3578 2036
番組は、放送月の翌月からビデオテープで貸し出します。
都市型CATVについて みなとケーブル(株)ケーブルテレビジョン東京 ☎0120-371049

環境コラム



区の自動車公害対策

東京都内では昨年10月から、東京都条例で定める粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車の走行禁止が開始されました。去年は、自動車公害対策の面で大きな動きがあった年でした。今回は、区の自動車公害対策に関する調査についてお知らせします。

自動車騒音および道路交通振動の要請限度に基づく調査

区は毎年2回、主要な国道・都道13か所において要請限度に基づく騒音・振動の測定を行っています。この調査結果が要請限度を超えた場合、区は都公安委員会への改善要請等ができるという調査です。

自動車騒音の常時監視

常時監視とは、国道や都道の沿線住民が、環境基本法の騒音の環境基準に適合した状況で生活しているのかを調査します。この場合の沿線とは、道路敷地境界から50mの帯状の地域のことを指します。今年度、区内5か所・評価対象戸数約5600戸で実施しました。

これらの調査は、区で行っている自動車公害対策の一例です。詳しくは、環境課までお問い合わせください。
車は、私たちの生活に欠かせない便利なものです。しかし、その一方で騒音や大気汚染の発生源となっています。車の使用についてもう一度考えてみましょう。

問い合わせ 環境課指導係 ☎内線2492

みまなと

水位・雨量情報が港区のホームページで見られます
区では都市型水害といわれる集中豪雨への対策の一つとして、水位・雨量監視システムを導入し、水防活動に活用しています。
区内9か所に設置している雨量計と、古川に設置している2か所の水位計の観測情報が区のホームページ
http://www.city.minato.tokyo.jp から見ることが出来ます。
水位・雨量情報は、港区ホームページの暮らしのガイド・みまなとで見られます。



防災課防災係 ☎内線 2541 ~ 6